

# 通所介護リハビリテーションサロン虹の重要事項説明書

[令和7年4月1日現在]

## 1. 地域密着型通所介護を提供する事業者について

事業者名称	通所介護リハビリテーションサロン 虹
代表者氏名	代表取締役 高村 雅二
所在地 連絡先	札幌市東区北 40 条東 1 丁目 1 番 27 号 電話:011-299-1250 FAX :011-299-5215

## 2. 利用者に対してサービス提供を実施する事業所について

事業内容	通所介護、日常生活支援総合事業
事業者番号	指定事業者番号: 0170207633
連絡先	電話:011-299-1250 FAX :011-299-5215
相談担当者名	竹内 俊介
事業所の通常の事業の実施地域	札幌市（当施設より半径 3 km圏内、それ以降は要相談） 南側:東区北 18 条東 1 丁目、南西側:北区北 25 条西 11 丁目 西側:北区新琴似 2 条 7 丁目、北西側:北区屯田 5 条 6 丁目 北側:北区太平 8 条 2 丁目、北東側:北区百合が原 11 丁目 東側:東区丘珠町 168-3 南東側:北区北 24 条東 16 丁目
サービス提供時間	1 単位目 午前 8:50～12:05 2 単位目 午後 13:20～16:35 までとする。
利用定員	午前 25 名、午後 25 名

## 3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分
休業日	土・日、および 12 月 30 日～1 月 3 日、ゴールデンウィークの祝日

## 4. 事業所の職員体制

管理者	業務全般の管理	1名(管理者)
サービス担当職員	サービスの担当	11 名(生活相談員 1 名、介護職員6名、機能訓練員2名、看護職員 3 名)

## 5. 通所介護または日常生活支援総合事業のサービス内容

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護または日常生活支援総合事業を提供し、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

## 6. 通所介護等のサービス提供料の支払い方法

毎月、前月提供されたサービス提供料ならびに自己負担金等の請求を月末までに行います。支払方法の詳細は、「通所介護リハビリテーションサロン虹 契約書 別紙の2. サービス提供料の支払い方法」をご参照下さい。なお、自己負担金の支払が確認できましたら領収書を発行いたします。

## 7. サービスの終了について

- 1) 利用者の都合でサービスを終了する場合、申出により随時解約でき、一切の費用はかかりません。
- 2) 当事業所の都合(人員不足等やむを得ない事情)でサービスの提供を終了する場合には、終了1か月前までに通知し、地域の他の事業所をご紹介します。
- 3) 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了・変更します。
  - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ② 利用者が要介護認定の非該当となった場合
  - ③ 利用者が死亡した場合
- 4) 以下の場合、文書・口頭で通知することによりサービスを終了します。
  - ① 正当な理由なくサービスの中止を申し出て、それが度重なる場合
  - ② 利用者やその家族等が当事業所や職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
  - ③ 利用者が最終利用日から起算して1ヶ月間サービス提供をご利用されない場合
  - ④ 事業者は、利用料その他自己の支払うべき費用の支払いが正当な理由なく請求月の月末までに行われず、支払いを催告した日より2週間以内に支払われない場合

## 8. 禁止行為

事業者はサービス提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2) 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためやむを得ない場合を除く)
- 4) その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

## 9. 緊急時の対応

事業者は現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変する等の緊急事態が生じた場合、速やかに医師に連絡を取るとともに、別紙に指定された緊急連絡先に連絡する等必要な策を講じます。重大事故に関しては、各法令、通知等に基づき別途、道・市町村へ連絡します。

## 10. 個人情報の保護・秘密の保持

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)